

第6回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年8月4日（火）9時27分～11時25分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

(1) 鳥取県最低賃金の改正審議

(2) その他

5 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から第6回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は委員全員が出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日の専門部会も公開としており、6名の傍聴者の方がお見えになっております。傍聴者の方については、お配りしております注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 第5回目の専門部会では、結審日をいつ頃にするかということで、今週末、

8月7日をめどに審議を進めていくと確認をしました。その上で、両者から金額の提示をお願いしましたが、変更はなく、労働者側1,150円、使用者側1,041円、109円の差があるということで審議を進めたいと思います。

現在の両者の中央値は1,095.5円となっていますので、考慮に入れていただければと思います。

本日も私と山下委員、西村委員との三者でまず本日の打合せをさせていただきたいと思っています。10分ほど休会させていただきたいと思っています。

会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 4階小会議室を案内します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 労使隔たりが大きく、改定額について審議したいということで、15分程度必要ということでした。

会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働側委員は3階労働基準部長室、使用者側委員は4階小会議室を案内させていただきます。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 皆様お戻りになられたので、金額提示をお願いいたします。

使用者側、西村委員、お願いします。

○西村委員 これまで明るい情報は一つもなく、使用者側として非常に難しい判断ではありますが、我々も何としてもいい形で決着したいという望みはあります。今現在は、鳥取県内の消費者物価指数総合の前年度比1%プラスをベースとして、そのままの数字、1%を掛けた数字を提示しています。しかし、実質賃金の上昇については、政府も求めており、物価上昇率プラス1%を目指すということは皆様御存じのとおりであるため、歩み寄りの観点から、そちらを採用させていただき、前年度比1%プラス1%で、合計2%の上昇というところで、円未満切上げで、出来上がりが1,051円、前回から10円見直し、新しい数字を提示させていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側は、1,051円ということで提示いただきました。

労働者側、山下委員、お願いします。

○山下委員 昨日まで、リビングウェイジの鳥取県の指標をもって1, 150円を主張してまいりましたが、西村委員からもありましたように、歩み寄りについては、労働者側としても考えていかなければなりません。

昨年、労働者側は鳥取県における高卒の所定内給与の金額を主張しています。以前、お配りをした資料の、新卒の高卒初任給17万7, 800円、こちらを時間額に直しますと1, 132円となります。よって、今の提示金額1, 150円から1, 132円を提示したいと思います。これは、通常の事業の支払能力としても十分耐え得る時間額ではないかと判断をしております。

また、昨日、日本労働組合総連合会鳥取連合会で、今次春季生活闘争の集計結果をプレスリリースさせていただきました。今朝、新聞各社に取り上げていただいております。こちらを紹介させていただきたいと思います。最低賃金改正の3要素である賃金の部分は、日本労働組合総連合会鳥取連合会による集計では、鳥取県内は過去最高額となっています。率でいうと、4. 61%ということで、昨年の4. 62%とほぼ同率になっています。ベースとなる賃金が上がっているため、昨年より率は下がっていますが、金額としては、1990年の日本労働組合総連合会鳥取連合会結成以来、集計を始めてからの額としては最高額となりました。ここ3年連続、金額を更新し続けており、また、今の賃上げのノルムという部分においては、確実に社会情勢として賃上げの傾向が続いていると認識をしておりますので、そこも十分に参酌をしていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側からは1, 132円という金額の提示がありました。

両者の差額81円ということで、まだ大きな開きがあります。

公益委員から何かありますか。

中野委員、お願いします。

○中野委員 国から、賃金引上げに対する支援策が紹介されており、その内容について、情報として皆様にお伝えしたいと思います。

まず、業務改善助成金について説明します。こちらは、今年度最低賃金の改定を行い、その中で、50円以上引上げないと使えない助成金になります。また、キャリアアップ助成金、これは非正規労働者の賃金額を上げたときの補助になります。こちらは、3%以上

の引上げが要件です。あと、鳥取県の持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金があり、こちらでも最低３％以上引上げたところに対してという要件になっていますので、情報として皆様にお知らせしたいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

提示金額に８１円の開きがありますので、一度、私たちがそれぞれの委員の皆様の意見を伺う機会を設けたいと思います。

まず、使用者側と協議をしたいと思います。

会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、４階小会議室を案内します。

〔公益・使側協議〕

〔公益・労側協議〕

○佐藤部会長 今、双方から意見を伺いました。公益委員からさらなる歩み寄りの打診をしたところですので、明日以降、新たな金額の提示をいただき、より差額が縮めばありがたいなと考えております。

使用者側が１，０５１円、労働者側が１，１３２円ということで、８１円の差額があるということです。明日以降、金額提示をしていただきますが、今日のところで何か意見等、言っておきたいことがあればお願いします。

○佐藤部会長 西村委員、お願いします。

○西村委員 冒頭に今年の春季生活闘争、４．６１％ということで、山下委員からお話を頂戴しましたが、これまでの鳥取内の春季生活闘争による平均賃上げ率を振り返ると、令和５年が３．２１％、令和６年が４．６６％、昨年が４．６２％となっています。それと最低賃金の上昇率を比べると、令和５年が５．３９％、令和６年が６．３３％、令和７年、昨年は７．６３％で春季生活闘争とかなりの開きがあります。春季生活闘争の結果は、最終的に労使が合意した、お互いに納得できる数値であると思っています。最低賃金は、企業の中で議論はしておらず、全ての企業にどういうものを適用するのかという話をしていますが、年ごとにかなりの開きがあります。使用者側からすると、このことはかなりバランスが悪いのではないかと考えております。先日、労働局様が実施されたアンケートの中でも、最低賃金は現在のままでよいと回答された方は、労働者の方で２６％もあったということは、労働者の中のある程度の人数の方が、この偏った賃金上昇に対し不満を表して

いるのではないかと思っているところです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側、何かありますか。

山下委員、お願いします。

○山下委員 西村委員から、春季生活闘争の妥結の引上げ率についてお話がありました。最低賃金の引上げ率は、確かに高い水準を示しているのは事実です。こちらについては、中央最低賃金審議会の中でも、3要素プラスもう一個、4要素が加わっているのではないかという話もありましたが、それも含めての高い水準が示されたと思っています。ただ、春季生活闘争の妥結でいいますと、ベースとなる賃金が上がっているため、それに伴い、率も下がっていく部分はあると思います。

昨日公表した資料については、過去最高額、1万2,412円の賃上げがなされたと報道されています。また、日本労働組合総連合会鳥取連合会に所属する労働者数は、鳥取県内の労働者の11%程度で、組織におられる方の尽力で得た集計結果を示しています。そのため、春季生活闘争における賃金の引上げ率と最低賃金の上昇率は、単純比較できないと思っております。

未組織の大多数の労働者は、最低賃金によって保護されている部分があります。また、この1年間では10月に賃金改定を行った企業が多いという調査結果が出ております。これは、明らかに最低賃金が改定される10月に賃金の引上げを行っているのだと思いますが、そういう面においては、今の日本経済の流れというのが賃上げ傾向にあり、鳥取県も同じであると思っているため、そこは強く主張したいと思っています。

20%程度の労働者が賃金を改定しなくてもいいというアンケート結果が出ているということでしたが、7割以上の方が必要だと答えています。また、幾らが適切かという問いに対しては、1,100円が一番多い比率を持っています。使用者側のアンケート調査においても、大体半数が改定すべきだと答えており、一番多い数値は1,100円を示しているのも事実です。経営の苦しい事業者も当然あると思いますが、半数近い企業の方が改定すべきだと回答しており、適切な金額は1,100円と出ているため、その点も労働者としては主張していきたいと思っています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

池谷委員、お願いします。

○池谷委員 先ほど公益委員の方に、実情をお話しさせていただきました。私は、商工会連合会の代表としてここにきており、商工会連合会には実際、30人かそれ以下の企業が集まっています。

昨年、最低賃金が大幅に上がりました。最低賃金の与える影響は物すごく強く、厳しいということで、今の企業の状況を知っていただけたらと思います。令和6年が全体で6,672の事業者があり、令和7年では6,474社ということで、198社廃業しました。これは、最低賃金ではなく、高齢でやめられたかもしれませんが、それだけ減ってるということです。廃業だけでいきますと、令和6年は274件でしたが、令和7年は318件となり、数が増えてきている、苦しい状況が見えてきていると思っています。使用者も頑張って経営していかなければなりませんし、こういう時代であるため、賃金も上げないとならないというのは理解できますが、昨年のような大幅な値上がりには体力がついていかないということがあります。できるだけ緩やかな傾向で、使用者と労働者が一緒になって賃金の引上げに取りむような労使の関係を続けていきたいと皆様考えておられると思います。そのような状況もあるということも一つ理解していただき、今後の検討をしていただけたらと思います。

○佐藤部会長 どうもありがとうございます。

浅山委員、お願いします。

○浅山委員 西村委員からありました、令和8年度の鳥取県最低賃金の改正に関する意見聴取結果で、労働者が金額改定をする必要がないと回答しているところにつきまして、純粹に鳥取県の最低賃金が高いなというよりも、いわゆる年収の壁や、ほかの要因があり、働き控えも考慮しての回答ではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○西村委員 大いにあると思います。制度の問題になりますが、最低賃金が上がれば上がるほど働きにくくなるということが実際に起こっていると思います。今、浅山委員がおっしゃったような理由もこの中には当然入っていると思います。

○浅山委員 その一方で、使用者側でも、問1の②で、賃上げをする際に重視したもののところで、労働力の定着と確保の率が一番高くなっています。次に高いのは、従業員の生活支援であり、このことを考慮して賃上げをしているとなると、それに付随して、鳥取県の最低賃金を上げていく必要があるのではないかと考えております。税制や社会保険料の制度内容の見直しを含めた金額審議ができれば良いのではないかと考えています。以

上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかに意見ありますか。

(なし)

明日以降、金額の一致ができればいいなと考えております。

その他、事務局からお願いします。

○清水賃金室長補佐 次回、第7回専門部会は、明日8月5日水曜日の午前9時30分からこちらの会場で開催します。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。